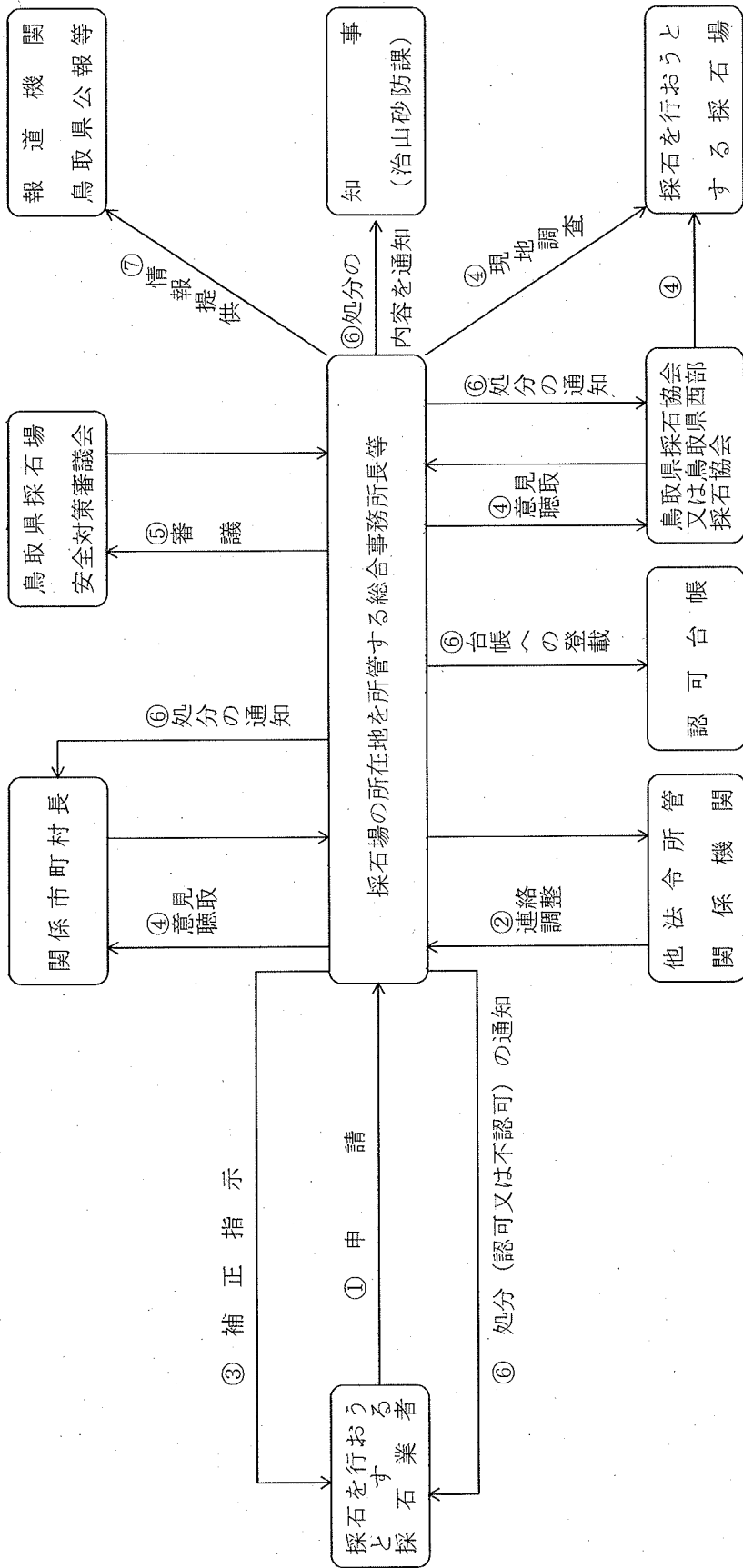
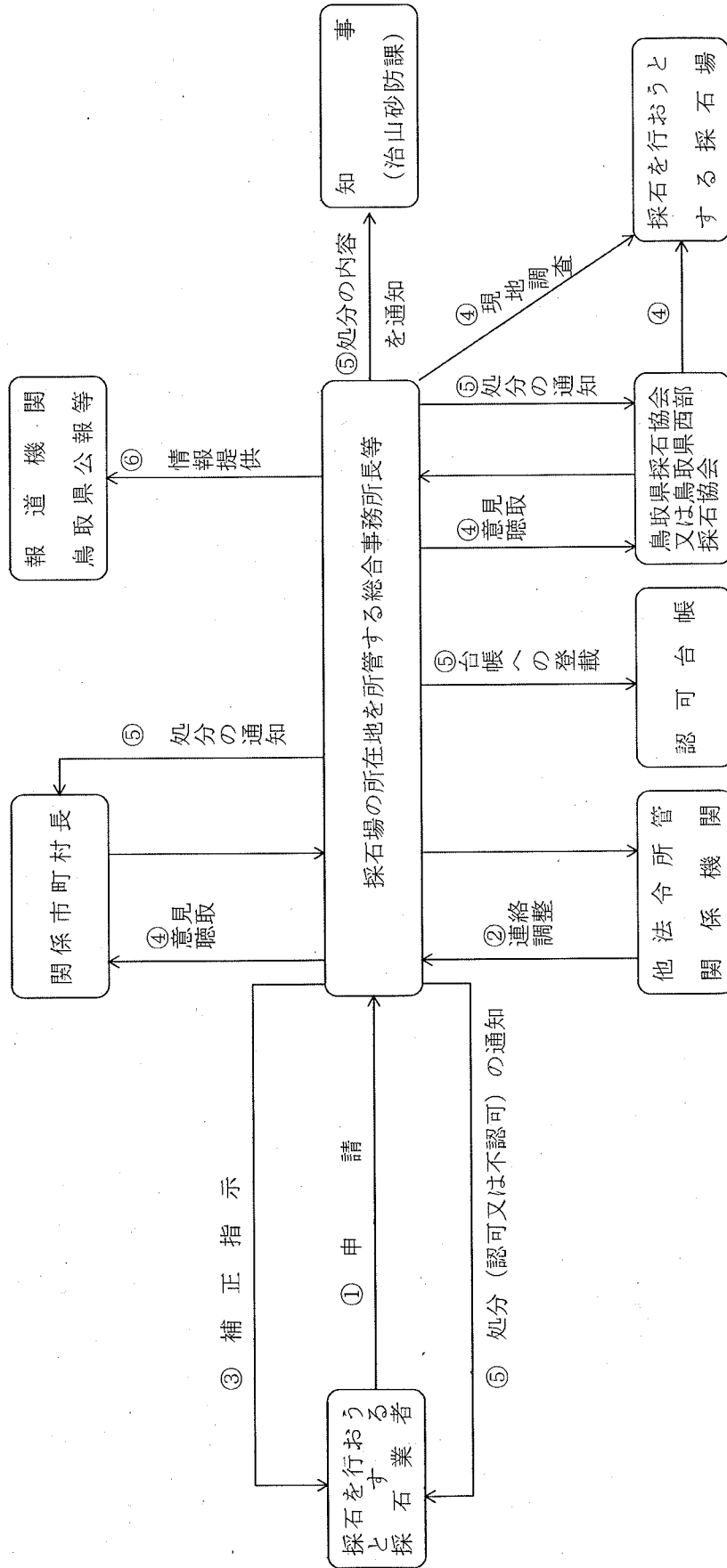


8 認可計画変更認可申請
 (1) 条例第7条第3項各号のいずれかに該当する場合



※ ①～⑦の流れについては、認可申請時に準じる

8 認可計画変更認可申請
(2) (1) 以外の場合



※ ①～⑥の流れについては、認可申請時に準じる

※整理番号	
※審査結果	
※受理年月日	年 月 日
※認可番号	

年 月 日

認可計画変更認可申請書

〇〇〇〇〇〇所長 〇〇 〇〇 様
 郵便番号 〇〇〇-〇〇〇〇
 住 所 鳥取市東町一丁目220番地
 申請者 鳥取採石 株式会社
 氏 名 代表取締役 鳥取 太郎 印
 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
 登録年月日及び登録番号
 平成15年4月1日 鳥取県採石登録第600号
 電話番号 (0857) 〇〇-〇〇〇〇

採石法第33条の5第1項の規定により、次のとおり認可計画の変更の認可を申請します。

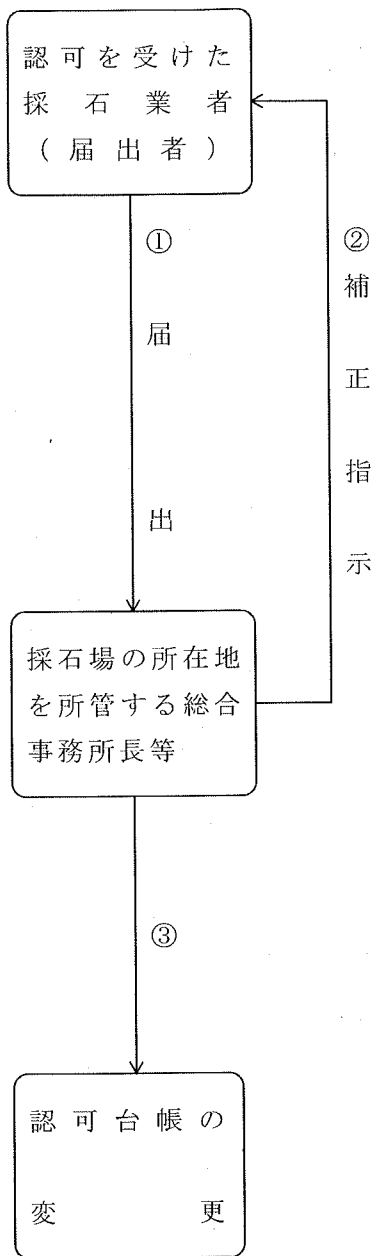
変更に係る認可計画の認可番号	鳥取県指令第〇〇〇〇〇〇号
認可計画を変更する採石場の所在地	八頭郡郡家町郡家100番 外10筆
変更に係る認可計画の項目	採取場の区域及び採取の期間
変更の内容	変更後 採石場の区域 110,000 m ² 採取の期間 令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日まで
	変更前 採石場の区域 100,000 m ² 採取の期間 令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日まで
変更の理由	採石場の区域の変更は、岩石を増産するため掘削の区域を増とすることによる。 採取の期間の変更は、〇〇地震により搬出路が2箇月間通行止めとなったことによる。
その他	森林法〇〇条の規定による変更の許可

(記載に当たっての注意事項)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 ※印の欄は、記載しないこと。
- 3 鳥取県手数料徴収条例(平成12年鳥取県条例第37号)に定める金額を4連符式納付書で納付し、納付済証を貼り付けること。
- 4 変更に係る認可計画の認可番号については、変更を行おうとする認可計画の認可を受けた指令書の番号を記載すること。

- 5 認可計画を変更する採石場の所在地については、変更を行おうとする採取計画の認可を受けた採石場の所在地を記載すること。
- 6 変更に係る採取計画の項目については、採石計画認可申請書（規則様式第1号）に掲げる項目のうち変更に係るものを記載すること。変更が認可計画の複数の項目に該当する場合は、該当項目ごとに区別して記載すること。
- 7 変更の内容については、変更に係る認可計画の項目に記載した項目ごとにその内容を具体的に記載すること。
- 8 変更の理由については、その内容を具体的に記載すること。ただし、期間の延長に係る変更については、その理由が天変地異その他申請者の責めに帰さない事業の休止等やむを得ないものと合理的に認められるものでなければならない。
- 9 「その他」は、変更に伴う必要な他法令の手續等について具体的に記載すること。
- 10 この様式に添付する書類は要綱第9条第2項に掲げるもののうち変更に係るものとし、それぞれの作成要領は認可申請書の添付書類の作成要領を参照すること。変更に係る認可計画の項目の内容とされている図面、計画等についての変更も認可計画の変更であるので、変更した内容で再作成し、添付すること。また、採石の区域の変更に係るものであるときには、添付図面には変更前後の区域の違いが分かるよう（例：変更前の採石場の区域・・・青色実線、変更前の掘削区域・・・青色破線、変更後の採石場の区域・・・赤色実線、変更後の掘削区域・・・赤色破線）記載すること。
また、変更を行おうとする認可計画の認可を受けた指令書を添付し、必要に応じて変更の理由を証明する書類を添付すること。

9 認可計画軽微変更届



① 採取計画の認可を受けた採石業者が、条例第7条第1項の別表第2に掲げる軽微な変更を行おうとする場合は、規則様式第4号に必要な書類を添付し、当該採石場を所管する総合事務所長等に提出する。

届書の記入要領は次頁以降の記入例による。なお、提出部数は1部とする。

② 総合事務所長等は、届書に不備がある場合、必要な書類が添付されていない場合等書類の補正が必要なときは、届出者に対し期限を付して文書で補正を指示する。

届書が適当と認める場合は、当該届書を受理する。

③ 総合事務所長等は届出られた内容について認可台帳の変更を行う。

※整理番号	
※受理年月日	年 月 日

平成21年4月1日

認 可 計 画 軽 微 変 更 届

〇〇〇〇〇〇所長 〇〇 〇〇 様

郵便番号 〇〇〇-〇〇〇〇

住 所 鳥取市東町一丁目220番地

申請者 鳥取採石 株式会社

氏 名 代表取締役 鳥取 太郎 印

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

登録年月日及び登録番号

平成15年4月1日 鳥取県採石登録第600号

電話番号 (0857) 〇〇-〇〇〇〇

採石法第33条の5第2項の規定により、次のとおり認可計画の変更を届け出ます。

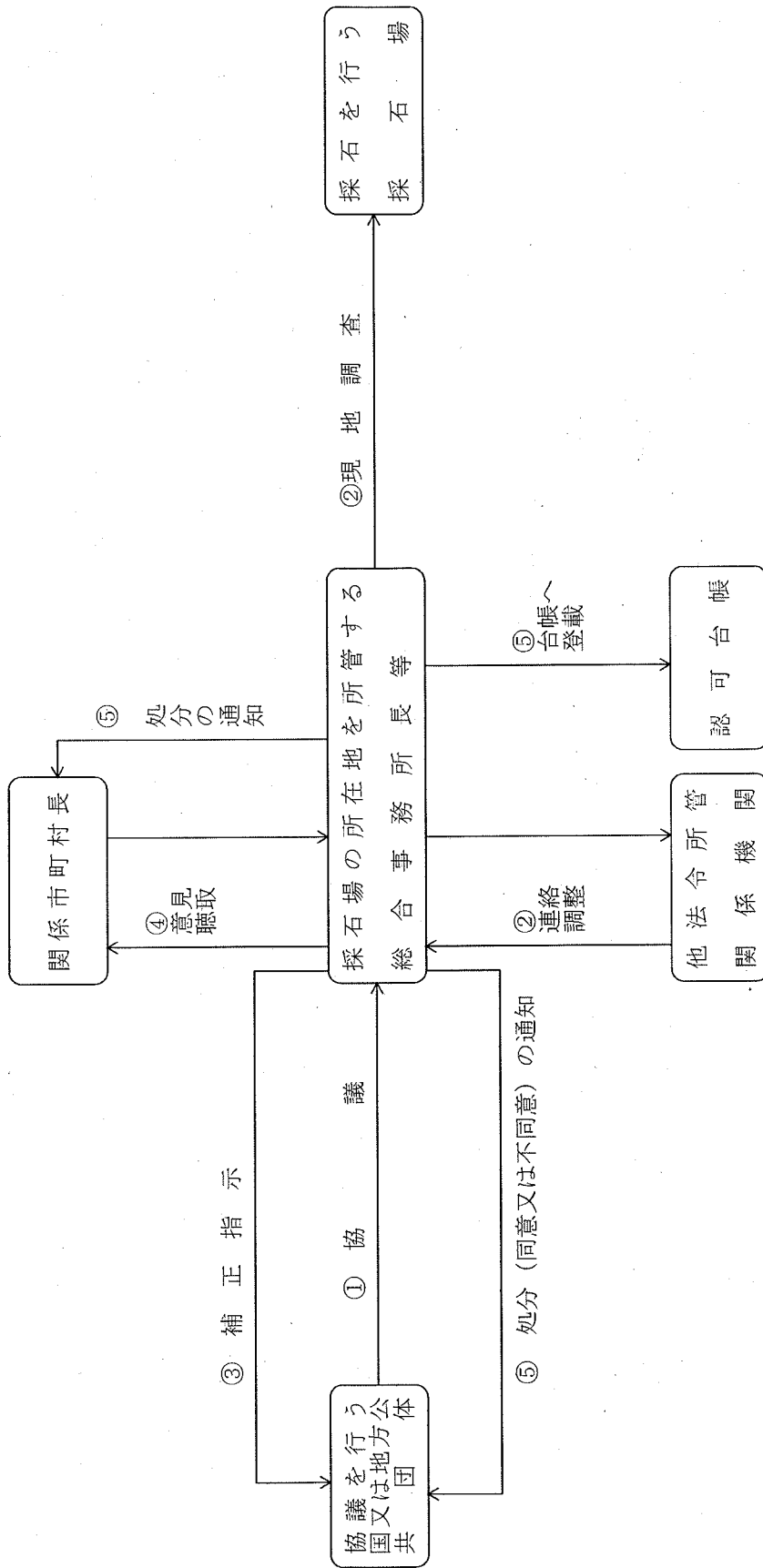
変更に係る認可計画の認可番号		鳥取県指令第〇〇〇〇〇号
認可計画を変更する採石場の所在地		八頭郡郡家町郡家100番 外10筆
変更に係る認可計画の項目		採石場の区域及び採取をする岩石の数量
変更の内容	変更後	採石場の面積 90,000 m ² 掘削区域の面積 80,000 m ² 採取をする岩石の数量 400,000 m ³ (720,000 t)
	変更前	採石場の面積 100,000 m ² 掘削区域の面積 90,000 m ² 採取をする岩石の数量 500,000 m ³ (900,000 t)
変更の理由	採取をする岩石の数量の変更は、事業規模を縮小することによる。 採取場及び掘削区域の面積の変更は、上記により東側の採取区域を廃止することによる。	
その他	森林法第〇〇条に基づく変更の届出	

（記載に当たっての注意事項）

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 ※印の欄は、記載しないこと。
- 3 当該届出が必要な場合は、条例第7条の別表2で定める事項とする。
- 4 変更に係る認可計画の認可番号については、変更を行おうとする認可計画の認可を受けた指令書の番号を記載すること。

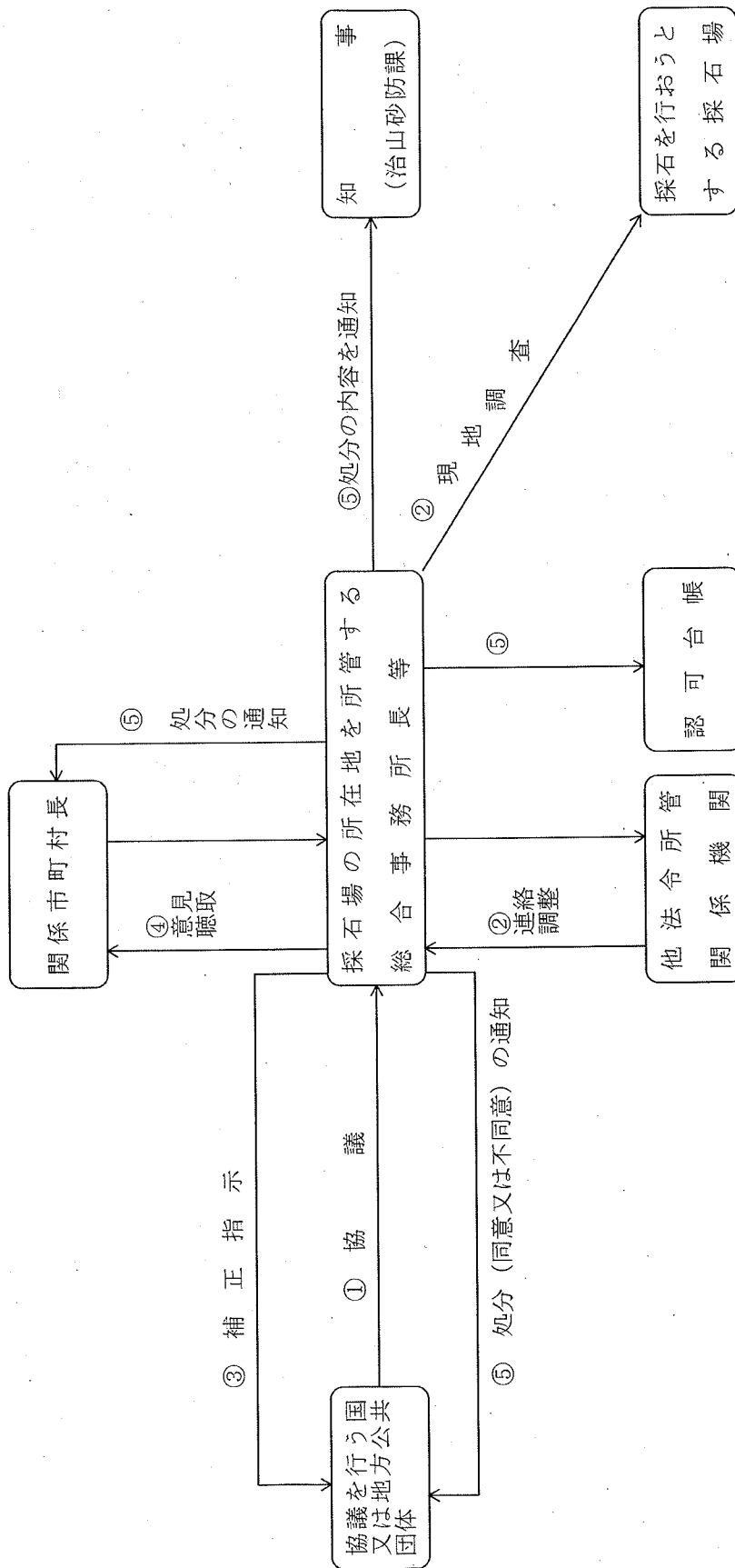
- 5 認可計画を変更する採石場の所在地については、変更を行おうとする認可計画の認可を受けた採石場の所在地を記載すること。
- 6 変更に係る認可計画の項目については、採取計画認可申請書（規則様式第1号）に掲げる項目のうち変更に係るものを記載すること。変更が認可計画の複数の項目に該当する場合は、該当項目ごとに区別して記載すること。
- 7 変更の内容については、変更に係る認可計画の項目に記載した項目ごとにその内容を具体的に記載すること。
- 8 変更の理由については、その内容を具体的に記載すること。
- 9 「その他」は、変更に伴う必要な他法令の手續等について具体的に記載すること。
- 10 この様式に添付する書類は要綱第9条第2項に掲げるもののうち変更に係るものとし、それぞれの作成要領は認可申請書の添付書類の作成要領を参照すること。変更に係る認可計画の項目の内容とされている図面、計画等についての変更も採取計画の変更であるので、変更した内容で再作成し、添付すること。
なお、採石の区域の変更に係るものであるときには、添付図面には変更前後の区域の違いが分かるよう（例：変更前の採石場の区域・・・青色実線、変更前の掘削区域・・・青色破線、変更後の採石場の区域・・・赤色実線、変更後の掘削区域・・・赤色破線）記載すること。
また、変更を行おうとする認可計画の認可を受けた指令書を添付し、必要に応じて変更の理由を証明する書類を添付すること。

10 採石計画協議
 (1) 採石を主目的としない公共工事に伴うものである場合



※ ①～⑤の流れについては、認可申請時に準じる (ただし、要綱様式第11号により協議を行う)

10 採石計画協議
 (2) 採石を主目的とする公共工事に伴うものである場合



※ ①～⑤の流れについては、認可申請時に準じる（ただし、要綱様式第11号により協議を行う）

※整理番号	
※受理年月日	年 月 日

平成21年4月1日

採石計画協議書

〇〇総合事務所長 〇〇 〇〇様

住所 鳥取市立川町六丁目176番地

協議者

氏名 〇〇総合事務所長

〇〇 〇〇

印

採石法第42条の2の規定により、次のとおり採石計画の協議をします。

1 工事の区域	工事名	一般国道〇〇〇号 道路改良工事（〇工区）		
	工事場所	〇〇郡〇〇町〇〇地内		
	区域面積	35,000 m ²		
	発注側 担当者	〇〇総合事務所県土整備局 道路都市課 〇〇班 土木技師 〇〇 △△		
	施工側 担当者	株式会社 △〇建設 代表取締役 △〇 〇× 現場代理人 △〇 〇×		
2 採取をする岩石 の種類及び数量	種類	花崗岩 (真砂土)	数量	10,000 m ³ (5,000 m ³)
3 採取の期間	工事期間	平成21年4月1日～平成21年10月1日		
4 岩石の賦存の状 況	賦存状況	表土が厚さ2～3mで存し、その下に花崗岩が 賦存している		
	確認方法	ボーリング調査による		
5 採取岩石の用途	用途	下記工事の道路盛土材料として使用		
	工事名	主要地方道〇〇線 緊急地方道路整備工事（△工区）		
	工事場所	〇〇郡〇〇町〇〇地内		
	工事期間	平成21年4月1日～平成21年9月1日		
	発注側 担当者	〇〇総合事務所県土整備局 道路都市課 〇〇班 土木技師 〇〇 △△		
施工側 担当者	株式会社 △□土木 代表取締役 ×〇 □△ 現場代理人 △□ ×〇			
6 採石の方法及び 採取のための設備 その他の施設に関 する事項	工事計画	別添図面のとおり		
	設計に当たり 参考にした基準	鳥取県道路技術便覧 道路土工－排水工指針 道路土工－のり面工指針 等		
7 採石に伴う災害 の防止のための方 法及び施設に関す る事項	施工に当たり 遵守する基準	鳥取県土木工事共通仕様書		
8 廃土又は廃石の 堆積の方法	表土については、（財）鳥取県建設技術センター事業所に処 分する。			

(記載に当たっての注意事項)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 ※の項は、記載しないこと。
- 3 協議書の日付については、当該協議書を総合事務所長等に提出する日とすること。
- 4 国又は地方公共団体が行う工事において、当該工事が採石と見なされるときは、この様式により知事と協議を行い、同意を得なければならない。なお、知事との協議が必要な場合は、以下の各号に該当するときである。
 - (1) 国又は地方公共団体(県及び市町村)が事業主体となり行う工事であるとき。
 - (2) 当該工事において採取する岩石が、自然物(過去に盛土されたものではないもの)であるとき。
 - (3) 当該工事において採取する岩石が、法第2条で定める岩石であるとき。ただし、採取する岩石が表土等である場合は除く。
 - (4) 当該工事において採取する岩石の採取量が1,000立方メートル以上であり、かつ、当該採石に係る期間が1箇月以上継続して行われるとき。
 - (5) 採取した岩石を販売又は他の場所において使用するとき。
なお、ここでいう「販売又は他の場所で使用」とは、
 - ① 採取した岩石を一般競争入札等により他者へ販売するとき。
 - ② 採取した岩石を他の事業(他の工事箇所)において利用するとき。であり、採取した岩石の当該事業と同一事業区間内で利用する場合及び建設技術センター等が運営する残土処分場へ処分する場合は除く。
- 5 協議者の住所及び氏名については、当該協議を行おうとする工事の事業主体を明記し、押印すること。
- 6 工事の区域については、以下により記載すること。
 - (1) 工事名については、当該協議に係る公共事業の工事名を記載すること。
 - (2) 工事場所については、当該協議に係る公共事業を行う場所(市町村名及び大字)を記載することとし、「〇〇地内」と記載すること。
 - (3) 区域面積については、当該協議に係る公共事業を行う場所の面積を記載すること。
 - (4) 発注側担当者については、当該協議に係る公共事業の契約における発注側担当者名を記載すること。
 - (5) 受注側担当者については、当該協議に係る公共事業を請け負った者の氏名又は名称(法人にあってはその代表者の職氏名)及び現場担当者名を記載すること。
- 7 採取をする岩石の種類及び数量は、次の事項を記載すること。
 - (1) 岩石の種類は、事前調査等で得られた結果による岩石の種類(法第2条で定められた岩石の種類)の名称を記載することとするが、通称名(真砂土等)があれば括弧書きで併記すること。

- (2) 採取する数量は、当該事業の当該協議期間において採取する岩石の数量（総量）を岩石の種類ごとに記載し、括弧内にそのうち他の場所で使用する岩石の数量を記載すること。
- 8 岩石の賦存の状況については、事前に確認した確認方法と確認により得られた賦存の状況を簡潔に記載すること。
- 9 採取の期間については、当該協議に係る公共事業の契約を締結した期間を記載すること。
- 10 採取岩石の用途については、以下により記載すること。
なお、使用先が複数ある場合は別紙としてもよいが、その際はそれぞれの箇所での使用予定数量を記載すること。また、他者へ販売する場合、販売先が決定している場合は記載するものとするが、未定の場合は記載しなくてもよい。
- (1) 使用する用途については、その用途を具体的に記載すること。
- (2) 工事名については、当該協議に係る事業の工事名を記載すること。
- (3) 工事場所については、当該協議に係る公共事業から岩石を搬出し利用する事業を行う場所（市町村名及び大字）を記載することとし、「〇〇地内」と記載すること。
- (4) 工事期間については、当該協議に係る公共事業から岩石を搬出し利用する事業の契約を締結した工期を記載すること。
- (5) 発注側担当者については、当該協議に係る公共事業から岩石を搬出し利用する事業の契約における発注側担当者名を記載すること。
- (6) 受注側担当者については、当該協議に係る公共事業から岩石を搬出し利用する事業を請け負った者の氏名又は名称（法人にあってはその代表者の職氏名）及び現場担当者名を記載すること。
- 11 この様式に添付する書類は、要綱第14条第2項によるものとし、それぞれの作成要領は以下による。
- (1) 採石を伴う工事を行う箇所に係る土地の縮尺1/50,000の位置図には、工事箇所の位置を丸等で囲み赤色着色すること。
- (2) 工事内容を示した現況平面図に計画を記載したものについては、縮尺を1/1,000程度とし、次の事項を記載すること。縮尺については、工事の規模等を勘案し、各総合事務所等と協議すること。
- ① 当該協議に係る工事施工区域を赤色実線で囲むこと。
- ② 平面図には縦断、横断の方向及び測点の位置を明記すること。
- ③ 平面図には作業道、公道までの搬出経路についても明記すること。
- (3) 工事内容を示した現況縦断面図及び現況横断面図に当該土地の計画地盤面を記載したものについては、次の事項を記載すること。
- ① 縦断面図については水平縮尺を1/250、鉛直縮尺を1/500程度とし、当該協議における掘削を行う区域を赤色着色すること。縮尺については、工事の規模等を勘案し、各総合事務所等と協議すること。
- ② 横断面図については縮尺1/100程度とし、次の事項を記載すること。縮尺については、工事の規模等を勘案し、各総合事務所等と協議すること。
- ア 横断面図については、原則として横断方向は採掘面に対して直角とする。
- イ 測点間距離は20メートル程度とし、地形の変化する場所については断面を追加す

る。

ウ 横断面図については掘削計画地盤面を記載し、当該協議における掘削を行う区域を赤色で囲むこと。

エ 横断面図については、事前に行った調査により表土の位置を把握している場合はその位置を二点破線で明記すること。

(4) 工事の内容を示した標準横断面図に採石計画を記載したものについては、縮尺1/100程度とし、当該協議を行おうとする断面の模式的なものとする。標準断面図には次の事項を記載すること。縮尺については、工事の規模等を勘案し、各総合事務所等と協議すること。

- ① 使用する断面は標準的な断面とし、当該協議にかかる掘削範囲を赤色で囲むこと。
- ② 岩石の賦存の状況、法面勾配、小段幅、小段高さを明記すること。
- ③ 事前に行った調査により把握している表土の位置を二点破線で明記すること。

(5) 採取した岩石を搬出し利用する場所に至るまでの経路を示した図面については、当該協議に係る工事の施工箇所から、採取した岩石を利用する箇所までに至る経路を橙色着色すること。

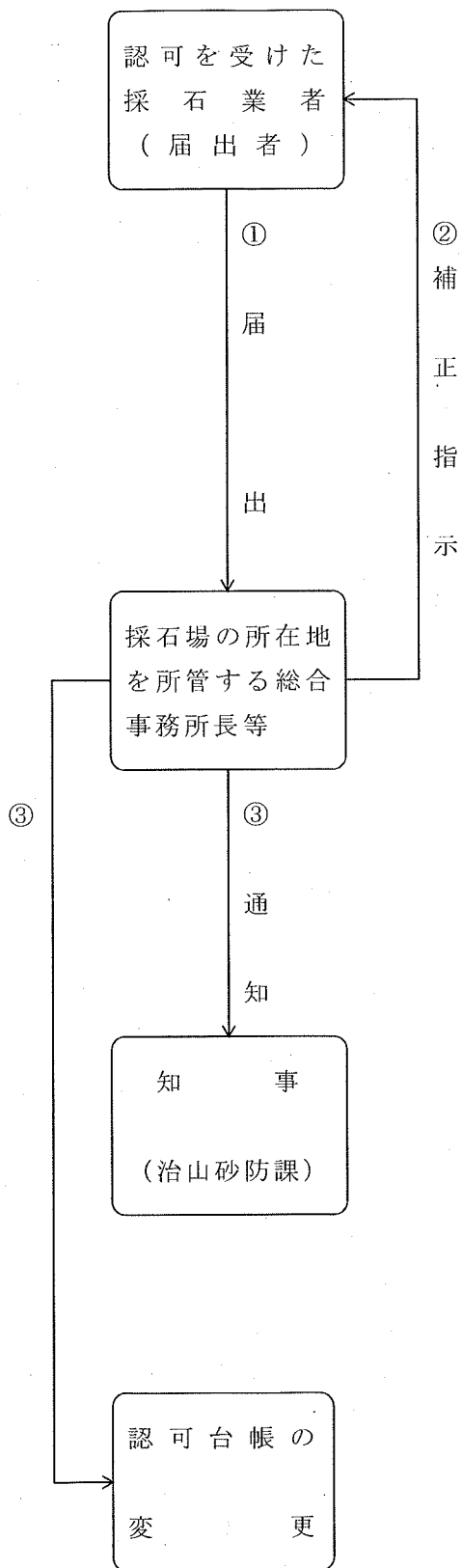
(6) 工事予定工程表については、当該協議に係る工事の工種毎の施工時期を1月単位で記載したものとする。

12 添付図面にはすべて凡例を付すこと。

13 変更、廃止等については、規則及び省令の該当様式を準用して適宜様式を作成し、手続を行うこと。

第3 業務状況報告等

1 氏名等変更届



① 採取計画の認可を受けた採石業者が認可計画について、採石法第33条の3第1項第1号又は第2号について変更の届出をしようとするときは、省令様式第17号を当該採石場の認可を提出した総合事務所長等に提出する。

届書の記入要領は次頁以降の記入例による。なお、提出部数は1部とする。

② 総合事務所長等は届書に不備がある場合等書類の補正が必要なときは、届出者に対し期限を付して文書で補正を指示する。

届書が適当と認める場合は、当該届書を受理する。

③ 総合事務所長等は当該届出を受理した旨を知事(治山砂防課)へ通知するとともに、認可台帳の変更を行う。

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

氏 名 等 変 更 届 書

平成21年4月1日

〇〇〇〇〇〇所長 〇〇 〇〇様

住 所 八頭郡郡家町郡家100番地
 氏名又は名称及び 東部採石 株式会社
 法人にあつては、
 その代表者の氏名 代表取締役 鳥取 太郎 印
 登録年月日及び登録番号
 平成14年4月1日 鳥取県採石登録第500号

採石法第33条の5第4項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

1 変更事項の内容

従 前 の 内 容		変 更 後 の 内 容	
名称	鳥取採石 株式会社	名称	東部採石 株式会社
代表者	鳥取市東町一丁目220番地	代表者	八頭郡郡家町郡家100番地

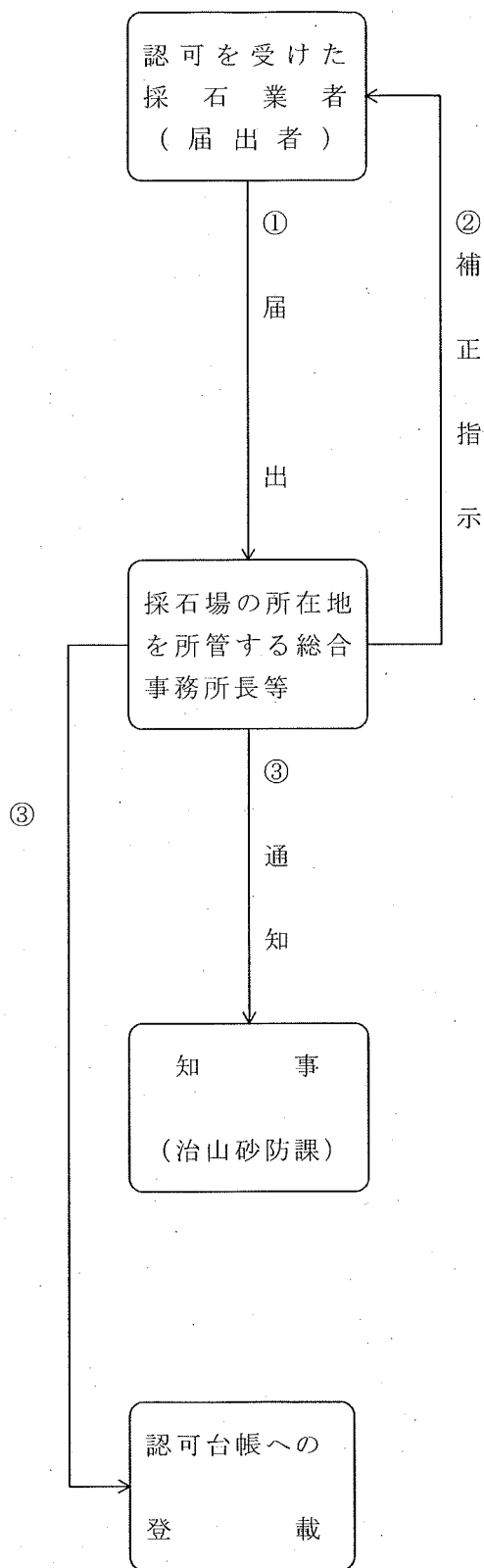
2 変更の理由

組織改正による社名及び住所の変更

（記載に当たつての注意事項）

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 ×印の項は、記載しないこと。
- 3 届出者の氏名又は名称、登録年月日及び登録番号については、変更後のものとする
こと。
- 4 変更事項の内容については、従前の内容と変更後の内容が分かるよう対比して記入す
ること。
- 5 変更の理由については、当該変更事由が発生した理由を簡潔に記載すること。
- 6 この届出を行おうとする根拠が、法第32条の2第1項第1号に係る変更である場合に
おいては、この届出を行う以前に登録事項の変更届を届出なければならないので留意す
ること。

2 岩石採取休止・廃止届



① 採石計画の認可を受けた採石業者が認可を受けた採取計画について、採取の休止又は廃止をしたときは、省令様式第18号を当該採石場の所在地を所管する総合事務所長等に提出する。

届書の記入要領は次頁以降の記入例による。なお、提出部数は1部とする。

② 総合事務所長等は届書に不備がある場合等書類の補正が必要なときは、届出者に対し期限を付して文書で補正を指示する。また、当該採石場の現地調査を行い、採取跡の埋戻し、残壁の処理等がなされているか等認可計画の遵守状況について確認し、適当と認める場合は当該届書を受理する。

③ 総合事務所長等は当該届出を受理した旨を知事（治山砂防課）へ通知するとともに、認可台帳に休止又は廃止された旨を登載する。

× 整理番号	
× 受理年月日	年 月 日

岩石採取休止・廃止届書

平成21年4月1日

〇〇〇〇〇〇所長 〇〇 〇〇 様

住 所 鳥取市東町一丁目220番地

氏名又は名称及び 鳥取採石 株式会社
 法人にあっては、
 その代表者の氏名 代表取締役 鳥取太郎 印
 登録年月日及び登録番号
 平成14年4月1日鳥取県採石登録第700号

採石法第33条の10の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

- 1 採取計画の認可（変更の認可を含む。）を受けた年月日
 平成20年4月1日 鳥取県指令第〇〇〇〇〇〇号
- 2 当該岩石採取場における岩石の採取の休止・廃止の年月日（休止の場合にあっては、再開予定年月日）
 平成21年3月31日
- 3 当該岩石採取場の状況
 認可計画に従い採取を完了した。
 なお、残壁法面の整形及び緑化についても完了している。

（記載に当たっての注意事項）

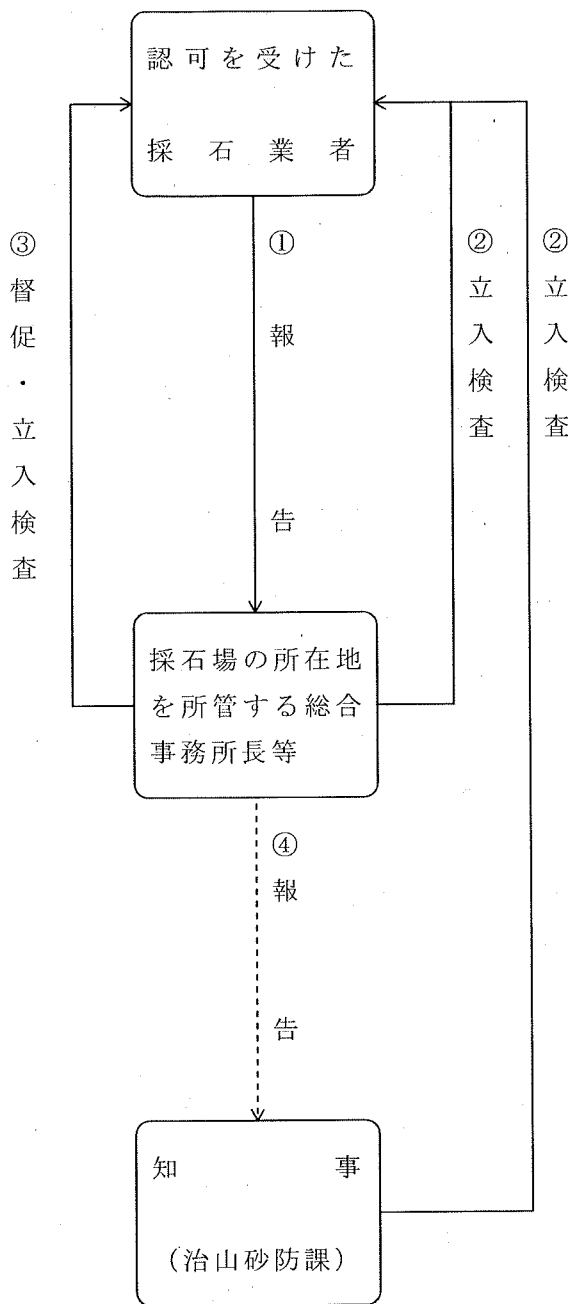
- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 ×印の項は、記載しないこと。
- 3 「休止・廃止」は、届出事由によりいずれか一方を消すこと。
- 4 「当該岩石採取場の状況」については、採取跡の崩壊防止施設の設置その他採石に伴う災害の防止を図るための措置の実施状況を含めて記載すること。
- 5 この様式は法第33条の認可に係る採石場における採石を廃止したとき、又は採石を引き続き6箇月以上休止しようとするときに届け出ること。
- 6 本届出上の「休止期間」は認可期間内を目処としており、5年又は認可期間を超えて休止しようとする場合は「廃止」として取り扱う。

7 この様式には、採石場の全景を撮影した現況写真を添付すること。

(参考)

- 1 この様式を受け付けた総合事務所長等は、現地確認を行い、災害防止のための措置が必要かどうかの確認を行う。
- 2 災害防止のための措置が必要な場合は、法第33条の17に基づく災害防止命令を発令する。

3 業務状況報告



① 採取計画の認可を受けた採石業者は毎年4月1日から30日までの間に規則様式第5号により採石場の所在地を所管する総合事務所長等に報告を行う。

報告書の記入要領は次項以降の記入例による。なお、提出部数は1部とする。

② 総合事務所長等は、報告された採石場について、必要があると認められた場合においては、採石業者の事務所及び採石場について立入検査を行う。(必要な場合は治山砂防課職員も同行する。)

③ 総合事務所長等は、定められた期間内に採石業者から報告されない場合は、当該採石業者に対し報告を行うよう督促する。督促を行ったにもかかわらずなおも報告されない場合は、当該採石場の立入検査を行い報告すべき事項を確認する。

④ 総合事務所長等は採石業者からの報告事項及び立入検査を行った結果を必要に応じて知事に報告する。

業 務 状 況 報 告 書

平成21年4月1日

〇〇〇〇〇〇所長 〇〇 〇〇 様

郵便番号 〇〇〇-〇〇〇〇
 住 所 鳥取市東町一丁目220番地
 申請者 鳥取採石 株式会社
 氏 名 代表取締役 鳥取太郎 印
 （法人にあつては、名称及び代表者の氏名）
 登録年月日及び登録番号
 平成15年4月1日 鳥取採石登録第600号
 電話番号 (0857) 〇〇-〇〇〇〇

鳥取県採石条例第11条第1項の規定により、次のとおり報告します。

項 目	内 容		
1 採石場の所在地等	所 在 地	鳥取市東町一丁目220番外20筆 (面積 100,000㎡)	
	採取地の地目	山林、原野、畑、田	
	採石権の設定	有 (設定期間：始期平成 5年4月 1日から 終期平成25年3月31日まで) 無	
2 認可期間	平成20年6月1日 から 平成23年5月31日まで		
3 採石に係る岩石の種類及び計画数量	岩種	安山岩, 数量 900,000トン (500,00㎡)	
	岩種	, 数量 トン (㎡)	
	岩種	, 数量 トン (㎡)	
4 採石の実施状況		実施状況	完了、完了予定日又は実施予定日
	表土除去	<input checked="" type="checkbox"/> 完了・ <input type="checkbox"/> 実施中・未着手	平成20年 8 月31日 <input checked="" type="checkbox"/> 完了 完了予定 実施予定
	掘削	完了・ <input checked="" type="checkbox"/> 実施中・未着手	平成23年 2 月28日 <input checked="" type="checkbox"/> 完了 完了予定 実施予定
	破碎及び選別	完了・ <input checked="" type="checkbox"/> 実施中・未着手	平成23年 3 月31日 <input checked="" type="checkbox"/> 完了 完了予定 実施予定
	跡地整理	完了・ <input checked="" type="checkbox"/> 実施中・未着手	平成23年 4 月 1日 <input checked="" type="checkbox"/> 完了 実施 完了予定 実施予定
5 採石業務従事者数	10人（うち業務管理者の資格を有する者 3人）		

6 産出品目及び採取実績	品目	生コン用骨材	路盤材	盛土材	合計
	一年間実績	50,000m ³ 90,000トン	50,000m ³ 90,000トン	10,000 m ³ 18,000 トン	110,000m ³ 198,000トン
	認可期間累計	100,000m ³ 180,000 トン	100,000m ³ 180,000トン	20,000 m ³ 36,000 トン	220,000m ³ 376,000トン
7 残った廃土の処分量	報告年分 10,000 m ³ ; 認可期間累計 20,000 m ³				
8 跡地整備の実施状況	整備工法	のり面の整形・のり面の緑化・小段の設置・金網の設置・土堤の設置・石垣の構築・コンクリートよう壁の設置			
	施工状況	上から1, 2段目の小段については完了 上から3, 4段目の小段について実施中			
9 排水路等の設置状況	集水路	排水路	沈砂池	沈殿池	
	設置・未設置	設置・未設置	設置・未設置	設置・未設置	
10 災害の発生の有無、災害の内容及びそれに対して講じた措置	平成〇〇年〇月〇日、採石場南側斜面において、掘削中に崩落が発生。〇〇総合事務所の指示により、崩落箇所を安全な勾配に切り直した。(別添参照) 現在のところ、異常なし。				
11 採石に当たって障害となった事項	掘削途中に岩質が変化(硬質)し、計画よりも工程が遅れている。(工程の見直しについて、〇〇総合事務所と協議中。)				

(記載に当たっての注意事項)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 採石場の場所等については、当該報告に係る採石場の所在地、地目、採石権設定の有無(有りの場合はその設定期間)について記載すること。ただし、所在地については認可申請書に記載しているものとする。地目については、採石場の区域に係る地目をすべて記載すること。
- 3 認可期間については、当該報告に係る採石場の採石計画認可を受けた期間を記載すること。
- 4 採石に係る岩石の種類及び数量については、当該報告に係る採石場の採石計画認可を受けた種類及び数量を記載すること。種類が数種類に及んでいる場合は、すべての種類及び数量について記載すること。
- 5 採石の実施状況については、報告する月の前年末現在の状況を記載すること。また、掘削状況等を示す図面(平面図、横断面図、縦断面図等)を添付すること。また、各項目毎に現在の作業状況を丸等で囲むこと。また、各項目毎に完了している場合は完了年月日を、実施中である場合は完了予定年月日を、未着手である場合は実施(着手)予定年月日を記載し、完了・完了予定日・実施予定日の別を丸等で囲むこと。

- 6 採石業務従事者数については、当該報告に係る採石場において従事する従業員の人数を記載し、そのうち括弧内に採石業務管理者の資格を有している者の人数を記載すること。
- 7 産出品目及び採取実績については、当該報告期間内における産出品目及び採取数量を記載すること。ただし、採取数量の算出が不可能な場合は、出荷数量としてもよい。なお、この様式には出荷伝票集計表等、数量の根拠が分かる書類を添付すること。また、採石施工計画（規則様式第6号）その2に各項目の上段の欄に施工実績を赤色で記載したものを添付すること。
- 8 残廃土の処分量については、当該報告期間内における残廃土の処分量を記載すること。残廃土の処分には洗浄工程において発生する汚泥の処理量も含めたものとする。
- 9 跡地整備の実施状況については、採石計画に定めている跡地の整備方法を丸等で囲み、現在の施工状況（完了、実施中、準備、未完等）を記載すること。
- 10 排水路等の設置状況については、それぞれの施設についてその実施状況（設置又は未設置の別）を丸等で囲むこと。
- 11 災害の発生の有無、災害の内容及びそれに対して講じた措置については、当該報告期間内において発生した災害について、発生の日、場所、態様及びこれらに対して講じた措置の概要を記載すること。また、県からの指導文書、命令書、措置の内容を示す図面等を必要に応じ添付すること。
- 12 採石に当たって障害となった事項については、岩質の変化、周辺環境の変化等障害となった事項について記載すること。
- 13 この様式には、要綱第16条第2項に定める書類を添付すること。
 - (1) 採取実績が分かる書類については、出荷量の月毎の集計したもの等の書類を添付すること。
 - (2) 認可申請を行った採石施工計画（規則様式第6号）その2に実績を記載したものについては、申請を行ったものの各項目の上段に、当該報告時点までの実績を赤書きで記載したもの。
 - (3) 採石計画認可を受けた計画平面図に、当該報告期間内において採取を行った後の状況を赤色着色したもの。
 - (4) 採石計画認可を受けた横断図面に、当該報告期間内において採取を行った後の状況を赤色着色したもの。
 - (5) 採石計画認可を受けた縦断図面に、当該報告期間内において採取を行った後の状況を赤色着色したもの。